



一般質問 **たなか よしひと**
田中 義人 議員

エリアマネジメントとDMOの組織や

財源、新税について

町長 時代に合わせたやり方で対応していく

問
宿泊税の徴収方法と基金創設や使途等について

町長

税の徴収は、直接窓口払い以外では、エージェントが宿泊料金と併せて事前に徴収する場合は販売手数料を除いた額を施設に納める、または宿泊税を現地で徴収するなど、宿泊施設者の徴収しやすい方法で。長期滞在者には原則として宿泊日毎の料金や宿泊税額等を申告納入。複数の宿泊施設を経営・運営している場合は施設毎の申告納入とし、合算による納入を検討している。

9月議会で基金条例の提案をし、併せて使途についても有識者会議や観光振興計画や観光地マスタープランなどで出された事業をベースに提案する。

問

ニセコ観光局からDMOへ舵を切りたい理由

町長

ニセコ観光局構想はニセコ・倶知安の2町村間で行政が主体となって議論を行ってきた

だが、予算や意思決定が異なり進展させられなかった。理想型を形にしたかったが、民間団体からはDMOがそれに近いと意見が出されている。

このエリアには、観光庁より地域連携DMOに指定されている(ニセコ)ニセコプロモーションボードがあり、ニセコ・倶知安・蘭越で構成する「ニセコ観光圏」のプラットフォームでもある。(ニセコ)倶知安観光協会は地域DMOの候補法人で、時代に合わせたやり方で対応していくべきと考える。

問

ニセコひらふエリアマネジメント条例の根拠法成立による今後について

町長

平成30年6月、国は地域再生法の一部改正により、日本版BID制度を成立させた。条例の根拠法ができ、認定計画に基づく事業を受益者から負担金を徴収し、財源とすることが可能になった。

ニセコひらふエリアマネジメントの事業については、行政が行うべき事業と地域が主体となって解決すべきことが整

理されており、財源は宿泊税を活用することも想定している。よって、現条例の改廃作業を鋭意進めていく。

問

コンドミニウムオーナーへの「別荘等所有税」の検討・導入について

町長

熱海市で徴収している別荘等所有税については、今後さまざまな研究をしていきたいと考えている。

法定外目的税と地方交付税の関係

法定外目的税は交付税算定されない、町独自の税収(宿泊税収は約3億の見込み)

